

含有化学物質管理ガイドライン

第7版

オプテックス株式会社
オプテックス・エフエー株式会社
オプテックス・エムエフジー株式会社

改定履歴

No.	日付	改定理由	主な改定内容
1	2011.07.01	新規作成	—
2	2012.03.01	① 特定有害物質 (RoHS 6 物質) における部位調査の実施 ② 使用制限物質の閾値変更 ③ 第 6 次広報の 20 物質追加 ④ 調査書 Ver 変更	① 特定有害物質 (RoHS 6 物質) 含有調査書 (様式 3) の追加とそれに伴う本文の変更 ② 使用制限物質の閾値変更 (様式 1/別表 1) <ul style="list-style-type: none"> ・ ニッケル: 意図的添加→監視のみ ・ ジブチルスズ化合物 (DBT): 意図的添加かつ 1000ppm→1000ppm ・ ジオクチルスズ化合物 (DOT): 意図的添加かつ 1000ppm→1000ppm ③ 第 6 次広報の 20 物質追加 (様式 2/別表 2) ④ 調査書 Ver 変更: Ver.8.11→ver.9.0
3	2013.11.25	定期見直し	① 関連法規変更: 2002/95/EC→2011/65/EC ② 基本調査回答様式を AIS 様式に変更 ③ 第 7,8 次広報の物質追加 ④ 以上の内容を踏まえた独自調査書様式の変更 Ver 変更: Ver.9.0→ver.10.0
4	2017.1.27	定期見直し	全面見直し ・AIS 様式に統一(独自様式の廃止) ・RoHS 指令 6→10 物質変更
5	2018.10.25		・適用範囲を FA, MFG まで拡大 ・回答様式を chemSHERPA or AIS
6	2019.11.28	定期見直し	・回答様式を chemSHERPA-AI 様式に統一(AIS 様式の廃止) ・調査頻度に部品の最終購買時を追加 ・URL のリンク切れを修正 ・管理物質を REACH 規則と Proposition 65 に区分して別表 2、3を作成
7	2024.9.26	定期見直し	・関連情報更新

目次

1. 運用目的
2. 適用範囲
3. 調査対象
4. 調査の回答方法
5. 関連法規

添付書類

別表1 『使用制限物質 レベル1(禁止物質)』

別表2 『使用制限物質 レベル2(管理物質) REACH 規則由来の物質』

別表3 『使用制限物質 レベル2(管理物質2) Proposition 65 由来の物質』

1. 運用目的

本ガイドラインはオプテックス株式会社、オプテックス・エフエー株式会社及びオプテックス・エムエフジー株式会社(以下、当社)の製品に使用する部品、部材等に含有される環境負荷物質について使用実態を明確にし、当社および部品、部材等のお取引様への周知徹底と、製品の環境品質の維持、向上を目的とします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、当社及び関連会社が調達する部品、材料及び製品に適用します。具体的な適用範囲は以下のとおり。

1) 部品、材料への適用範囲

- ・ 梱包/包装材料なども含み、当社製品を生産するに必要な部品、材料

※ただし、部品の納入者が輸送又は保護に用いる包装材(輸送箱、内箱、化粧箱、ケース、ポリ袋など)は原則として対象外

2) 製品への適用範囲

- ・ 当社が設計・製造し、販売する製品
- ・ 当社が第三者に設計・製造を委託し、販売する製品
- ・ 当社が第三者が設計した製品を購入し、販売する製品

3. 調査対象

調査対象は、使用制限物質 レベル1(禁止物質)と使用制限物質 レベル2(管理物質)となります。

但し、使用制限物質 レベル1(禁止物質)リスト(別表1)及び使用制限物質 レベル2(管理物質)リスト(別表2及び3)の双方に掲載されている物質がある場合、その物質は使用制限物質 レベル1(禁止物質)とします。

1) 使用制限物質 レベル 1(禁止物質)

使用制限物質 レベル 1(禁止物質)は、別表1のとおり

※報告対象により閾値が違う点に注意してください。

- ・ 対象は RoHS 指令、REACH 規則 Annex X VII、化審法等から当社で対象と判断した化学物質
- ・ 対象には、含有禁止と生産工程での使用禁止を含む
- ・ 対象には、一部条件付(閾値、除外用途など)を含む

注)本リストに掲載されていない物質でも、法、条約、条令、業界指針などで規定されている場合は、それらも順守願います。

2) 使用制限物質 レベル 2(管理物質 1;REACH 規則由来の物質)

使用制限物質 レベル 2(管理物質 1;REACH 規則由来の物質)は、別表2のとおりとする。報告対象は 2 項の適用範囲に示すすべてのものが対象となります。

- ・ 対象は、REACH 規則((EC)Nº1907/2006)の認可対象物質候補物質(Candidate List)に記載された SVHC

注)REACH 規則((EC)Nº1907/2006)の認可対象物質候補物質(Candidate List)は、順次追加されるため、最新版で管理願います。最新の情報は、欧州化学品庁(ECHA)の下記のHPを参照ください。

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

注)本リストに掲載されていない物質でも、法、条約、条令、業界指針などで規定されている場合は、それらも含まれることがあります。

注)詳細は次の文書、リストを参照願います。

「chemSHERPA 管理対象物質証明書」、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」(各々最新版)

参照 URL: <https://chemsherpa.net/tool/>

3) 使用制限物質 レベル 2(管理物質 2;Proposition 65 由来の物質)

使用制限物質 レベル 2(管理物質 2;Proposition65 由来の物質)は、別表 3 のとおりとします。報告対象は 2 項の適用範囲に示すすべてのものが対象となります。

対象物質は順次更新されるため、最新版で管理のこと。最新の情報は米国カリフォルニア州

OEHHA の下記の HP を参照してください。 <https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list>

4. 調査の回答方法

仕入先様は、以下の調査頻度により、情報の提供をお願いいたします。

1) 調査頻度

- ① 新規部品のお取引開始の場合
- ② 使用材料の変更などにより含有する物質に変更が生じた場合や新たな含有が判明した場合(都度、速やかに報告下さい。)
- ③ 当社が必要とする場合(国内や海外の法律が改正された場合など)
- ④ 部品の最終購買時(但し、chemSHERPA-AI 様式での最新バージョンでご回答済みの場合は除く。)

2) 調査回答様式

調査回答様式につきましては chemSHERPA-AI 様式(拡張子が shai)で作成いただき、ご提出願います。

また、可能な限り最新バージョンの様式にて報告をお願いします。

chemSHERPA-AI データ作成支援ツール: <https://chemsherpa.net/tool>

5. 関連法規

1) 2011/65/EU「RoHS 指令」

(Commission Delegated Directive (EU) 2015/863 による Annex II の修正を含む)

- ・電気・電子機器に含まれる特定の有害物質の使用制限に関する欧州指令
- ・対象物質: 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、および DIBP
- ・閾値 : カドミウムは 100ppm、その他 9 物質は 1,000ppm(均質物質あたり重量比)
- ・適用除外は、RoHS 指令 Annex III に準拠する。

2) 規則(EC)No.1907/2006 EU「REACH 規則」

- ・化学物質の登録、評価、認可及び制限に係る欧州規則
- ・Candidate List 掲載物質: 閾値 1,000ppm
- ・ Annex X VII: 制限物質群

3) 94/62/EC「包装・廃棄物指令」

- ・包装材及び包装材廃棄物についての欧州理事会指令
- ・対象物質: 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム
- ・閾値: 4 物質の総含有量が 100ppm 以下

4) 米国包装材重金属規制

- ・包装に使用する重金属の含有量を開始から 4 年目に 100ppm 以下にする規制
- ・アメリカ 18 州で導入

5) 化審法

- ・新規物質の製造又は輸入に関し、難分解性等の性状があるか否かの審査をする制度を設け、製造、輸入、使用等について規制
- ・第1種特定化学物質: 製造・輸入・使用の制限及び届出、基準適合義務、表示義務
- ・第2種特定化学物質: 製造・輸入・使用の届出、表示義務

6) モントリオール議定書

- ・オゾン層を破壊する特定物質の生産量と消費量を規制

7) 原子炉等規制法

- ・核原料物質、各燃料物質の平和利用目的、計画的利用の確保と、災害の防止、公共の安全
- ・各原料物質の使用の届出

8) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

- ・特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じる

9) 米国/カリフォルニア州 Proposition 65

- ・米国カリフォルニア州 1986年安全飲料水および有害物質施行法 (Proposition 65)
- ・発がん性物質および生殖毒性物質に対する警告表示や排出等を規定する特異な州法

10) 電池規則 EU2023/1542

- ・部品本体またはその一部に電池類を含む部品

11) 米国/有害物質規制法 (TSCA)

- ・有害な化学物質による人の健康又は環境への影響の不当なリスクを防止。

12) POPs 条約 (ストックホルム条約)

- ・人体や環境に悪影響を与える残留性有機汚染物質の製造および使用の廃絶・制限、排出の削減、廃棄物の適正処理について、明確なルールを定めた条約

以上